

随意契約（相手方指定）調書

件 名	就学及び就園時健康診断委託（歯科）	No.5200711
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年9月9日	
契約金額	848,562円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人 東京都荒川区歯科医師会 (法人番号：1011505001621)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	就学及び就園時健康診断委託(歯科)
指名業者 (案)	<p>名称 公益社団法人 東京都荒川区歯科医師会 代表者 会長 松永 泰典 所在地 東京都荒川区荒川四丁目2番21号</p>
特命理由	<p>本件は、令和8年度の小学校就学予定者、区立幼稚園及びこども園就園予定者を対象に、歯科健康診断業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本件は、各区立小学校、幼稚園及びこども園すべてで実施するため、必要歯科医師数及び日程の都合上個人診療所に委託することは困難であり、対応できる区内団体は上記法人のみである。 ② 学校歯科医及び園歯科医は上記法人に所属する医師であるため、本業務を委託することにより、入学及び入園後も児童の健康管理や事後処置に適切かつ効率的に対応できる。 ③ 未受診者には後日同等の診断を実施する必要があるが、上記法人に本業務を委託することにより、区内の身近な歯科医院等で診断を受けることが可能となるため、保護者の利便性を図ることができる。 ④ 上記業者の履行状況は良好である。特に、円滑な人員配置や教育委員会及び各校各園との密な連絡体制が高く評価されており、今後も安定した業務の履行が期待できる。 <p>以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)